


所管部課	福祉部 生活福祉課	部長	吉 沢 寿 子			
件 名	東大和市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則 について			区分 ○		1 審議事項
関 係 事 項	条例 規則					
	部課 機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>生活保護法の改正により、平成27年4月1日から被保護者への就労支援事業が生活保護法内に位置付けられ、福祉事務所長に委任可能な事務となることに伴い、福祉事務所長事務委任規則を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第2条 第11号として被保護者就労支援事業の追加及び本号の追加による後続の項ずれ対応。</p> <p>(2) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。